

あなたの家にもリコール製品がありませんか？

「リコール」とは、製品に欠陥があることが分かった場合に、製造者や販売者が無償修理や返金、交換などの対応をとることで、リコール製品の中には、死亡事故など重大な被害が発生したものもあります。すぐに使用を中止して、製造者に連絡する必要があります。家庭に対象の製品がないか、もう一度確認してください。

右の表が主なリコール製品と製造者です。品番などの詳しい内容は、消費生活センターへお問い合わせください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎内 ☎ 76・1004）へ。

主なリコール製品と製造者		※の対象機種は、消費生活センターへ問い合わせを
メーカー	製品	製造年・対象機種
TDK 株式会社 ☎ 0120・604・777	加湿器	1998年製 (KS-500H、KS-300W) 1993年製 (KS-31W、KS-32G)
ダイキン工業株式会社 ☎ 0120・330・696	ルームエアコン	2006年～2007年製※ 2009年～2010年製※
	家庭用空気清浄機 「光クリエール」	2006年～2008年製※
	加湿機能つき空気清浄機 「うるおい光クリエール」	2008年～2010年製※
	家庭用除加湿清浄機 「クリアフォース」	2007年～2011年(8月)製※
パナソニック株式会社 ☎ 0120・878・590	液晶テレビ	2012年1月～2013年6月製 (TH-L55ET5) 2011年12月～2013年6月製 (TH-L47ET5) 2012年2月～12月製 (TH-L42ET5) 2012年4月～12月製 (TH-L42E5)

2017.11

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

急増する架空請求はがきにご注意！



総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(く)498 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年 月 日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関 丁目 番 号
取り下げ等のお問合せ窓口 03- -
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

左のはがきは、今年3月ごろから消費生活センターに相談が寄せられ始めた「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というタイトルの架空請求はがきで、半年以上経過した現在も、引き続き相談が多数寄せられています。

実態は公的な機関からの通知に見せかけた架空請求詐欺です。このような身に覚えのない通知が届いても、絶対に連絡をしないでください。連絡をしてしまうと、弁護士費用などと言ってお金を請求され、電話番号などの個人情報を知られてしまいます。

この架空請求詐欺について法務省は、公式サイトで大きく注意喚起しています。また、市の公式サイトにも注意情報を掲載しています。不安に思ったら、消費生活センターへご相談ください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。